

社会福祉法人 ぽっぽ会
地域密着型特別養護老人ホーム あお鳩の杜 岡山東
(介護予防) 短期入所生活介護事業所

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山市指定 第 3370116372 号)

当施設はご利用者（以下「利用者」といいます。）に対して(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明致します。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室と設備の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 事故発生時の対応
7. 苦情の受付について
8. サービス利用にあたっての留意事項
9. その他

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ぽっぽ会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市北区表町一丁目 5 番 1 号 |
| (3) 電話番号 | 086-227-7080 |
| (4) 代表者名 | 理事長 上川 敏文 |
| (5) 設立年月日 | 令和 1 年 9 月 10 日 |

2. ご利用施設

(1) 事業所の種類 (介護予防) 短期入所生活介護

※当事業所は、特別養護老人ホームあお鳩の杜 岡山東に併設されています。

(2) 事業所の目的

利用者の心身の状況により、もしくはそのご家族の疾病、冠婚葬祭出張等の理由により、または利用者のご家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、(介護予防) 短期入所生活介護を提供することを目的としています。

(3) 事業所の名称 地域密着型特別養護老人ホーム あお鳩の杜 岡山東 (介護予防) 短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地 岡山県岡山市東区瀬戸町鍛冶屋 190 番地

(5) 電話番号 086-953-0880

(6) 管理者名 荒内 靖子

(7) 当事業所の運営方針

利用者ひとり一人の意思及び人格の尊重と短期入所生活介護計画に基づき、その居宅における生活が連続したものとなるよう配慮しながら、生活単位と介護単位を一致させたケアであるユニットケアを行ない、各ユニットにおいて「我が家でホッとできる」よう安心感のある生活環境と利用者相互の社会的関係を築き、その有する能力に応じた自立的な日常生活を営むことの支援や、地域や家族との絆を大切に「こころゆたかな暮らし」を援助していきます。「ふくし」の実現を目指します。(ふつうのくらしをしあわせに)

(8) 開設年月日 令和3年4月1日

(9) 利用定員 7名 (介護予防短期入所生活介護を含む)

3. 居室と設備の概要

(1) 居室の概要

当事業所では以下の居室をご用意しており、利用される居室は全て個室です。但し、居室については利用者の心身の状況等により事業所側で判断させていただきます。

居室の種類	室数	備考
個室 1階	16室	16室のうち7室はショートステイ専用
個室 2階	21室	21室のうち1室は医務室
合計	37室	

(2) 居室の変更について

利用者又はその家族から居室の変更の希望申し出があった場合には当事業所においてその可否を決定します。また、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者又はその家族と協議の上で決定するものとします。

(3) 設備の概要

当事業所では下記の設備をご用意しており、厚生労働省が定める基準により、(介護予防)短期入所生活介護事業所に設置が義務付けられている施設設備です。

(施設設備のご利用にあたって利用者に特別ご負担いただく費用はありません)

設備の種類	室数	備考
共同生活室	4 室	4 室のうち 1 室がショートステイ専用
浴室	5 室	一般浴室 (4 室) 特別浴室 (1 室)
医務室	1 室	

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して (介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況 ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	指定基準	常勤換算
1. 管理者	1 名	1 名
2. 医師	1 名	1 名 (非常勤)
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 介護職員	10 名以上 (※)	20.2 名
5. 看護職員	1 名	3.8 名
6. 管理栄養士	1 名	1 名
7. 機能訓練指導員	1 名	1 名
8. 介護支援専門員	1 名	2 名
9. 調理、生活支援員	必要数	3.2 名
10. 事務員	必要数	1 名

※ 常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数 (例：週 40 時間) で除した数。(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名の場合、常勤換算では 1 名 (8 時間×5 名÷40 時間=1 名) となります。

(2) 職務内容について

施設長 ⇒ 施設の業務を統括するとともに、福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導します。

医師 ⇒ 入居者の健康管理、療養指導及び保健衛生指導に従事します。

生活相談員 ⇒ 主に利用者及びそのご家族のみなさまへの相談援助業務を行ないます。

介護職員 ⇒ 入居者の日常生活の介護、援助に従事します。

看護職員 ⇒ 入居者の日常生活の介護及び援助、診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事します。

管理栄養士 ⇒ 主に利用者に対する食事面での栄養管理を行ないます。

機能訓練指導員 ⇒ 利用者個々に応じたりハビリを検討し、実施していきます。

介護支援専門員 ⇒ 主に利用者に対して、施設内でどのようなサービスを提供させてい
ただくかを検討し、短期入所生活介護計画を作成します。

事務員 ⇒ 庶務及び会計業務等に従事します。

(3) 主な職種の勤務体制と勤務時間

①介護職員（常勤）

勤務形態別	始業時間	終業時間	備 考
早出勤務	7 : 00	16 : 00	各ユニットに必要人数配置
日勤勤務	8 : 30	17 : 30	
遅出勤務	11 : 00	20 : 00	
夜勤勤務	16 : 30	9 : 30	2 ユニットに 1 名配置

②看護職員（常勤）

勤務形態別	始業時間	終業時間	備 考
早出勤務	7 : 00	16 : 00	
日勤勤務	8 : 30	17 : 30	
遅出勤務	10 : 00	19 : 00	

③その他、主な職種の勤務体制

施設長	8 : 30	17 : 30	
生活相談員	8 : 30	17 : 30	
管理栄養士	8 : 30	17 : 30	
機能訓練指導員	8 : 30	17 : 30	
介護支援専門員	8 : 30	17 : 30	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

(1) 家事

- ・ 食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、掃除やゴミ出し等の援助を行ないます。

(2) 食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及

び、嗜好を考慮した食事を提供します。メニューが合わない場合（肉禁・魚禁等）はご希望のメニューに代替致します。また、時々選択メニューも実施します。

- ・利用者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事を摂っていただくことを原則としていますが、利用者の都合により居室等での食事場所を選択することができます。

（食事時間）

朝食：8時～8時45分 昼食：12時～12時45分 夕食：18時～18時45分

- ・利用者の体調や生活習慣等により上記以外での食事時間が必要な場合は、1時間以内に限り食事開始時間の選択ができます。
- ・毎食後は口腔ケアを行ないます。

（3）入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・利用者の身体状況に合わせ2種類（2タイプ）の浴槽をご用意しています。

（4）排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限に活用した援助を行ないます。

（5）個別機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の維持又は低下を予防するための訓練を行ないます。

（6）生活相談

- ・生活相談員をはじめ、従事者が日常生活に関すること等の相談を行ないます。

（7）健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行ないます。

（8）送迎

- ・希望により施設送迎を行ないます。

（9）その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床しての生活を援助します。

(10) 栄養管理

- ・利用者の栄養状態を把握し利用者ごとの栄養管理ならびに食事サービスの提供を行います。

(11) 感染症対策の徹底

- ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及び、蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・当事業所における感染症又は食中毒の予防及び、蔓延防止のための指針を整備します。
- ・感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための事業所内研修を定期的実施していきます。

(12) 身体拘束廃止に向けた取り組み

- ・当事業所における身体拘束廃止に向けた取り組みのための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・当事業所における身体拘束廃止に向けた取り組みについての指針を整備します。
- ・事故や生命の危険につながる等のやむを得ない事情があり身体拘束を行なう場合には、その理由や経緯等の記録を残し、ご家族に対しても同意を得る等の必要な措置及び対策を講じます
- ・身体拘束廃止に向けた取り組みについての事業所内研修を定期的実施していきます。

(13) 事故防止及びヒヤリハット

- ・当事業所内における転倒等、利用者の事故防止及び未然に防ぐための対策等について検討するための委員会を開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・当事業所における事故防止についての指針を整備します。
- ・事故防止及びヒヤリハットについての事業所内研修を定期的開催していきます。

(14) 虐待防止に向けた取り組み

- ・当事業所内において、利用者に対する虐待に相当する介護を行っていないか等を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・当事業所における虐待防止に向けた取り組みについての指針を整備します。
- ・虐待防止に向けた取り組みについての事業所内研修を定期的実施していきます。

(15) 非常災害時の対応

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また消防法 8 条に規定する防火管理者を配置して非常災害対策を行います。

- ①防火管理者、火元責任者には事業所管理者を配置します。
- ②火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会います。
- ④非常災害用の設備は常に有効に保持するように努めます。
- ⑤火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたることとします。
- ⑥防火管理者は、従業員に対して防火教育・消防訓練を実施します。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・年 1 回以上
 - ・利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年 1 回以上
 - ・非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

(16) 緊急時等における対応方法

- ・当施設における緊急時対応についての指針を整備します。
- ・指針をもとに緊急時対応についての施設内研修を定期的に行います。
- ・当施設内における緊急時等対策等について検討するための委員会を開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする他の従業者に周知徹底を図ります。

以上の提供した介護等サービス内容に関する記録は、個人情報保護を十分考慮した上で利用者及びそのご家族の申し出により開示致します。

<利用料金>

※ サービス利用料金（1 日あたりの目安）

要介護度区分	介護福祉施設サービス費
	ユニット型個室
要支援 1	537 円
要支援 2	667 円
要介護度 1	715 円
要介護度 2	785 円
要介護度 3	861 円
要介護度 4	933 円
要介護度 5	1003 円

※ 各種加算料金（1日あたりの目安）

体制加算 項目	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 円
	機能訓練指導体制加算	12 円（介護予防も算定あり）
	サービス提供体制強化加算	18 円
	介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	

※ その他の加算料金（1日又は1回あたりの目安）

加算項目	看護体制加算Ⅰ	4 円
	看護体制加算Ⅱ	8 円
	送迎加算	187 円（片道） （施設で送迎を行なった場合）（介護予防も算定あり）

※ 上記の各種加算及びその他の加算は、個々の状況や施設の体制等に応じていただく加算です。

☆ 上記表のサービス利用料金（基本サービス費）、各種加算料金は、介護保険給付対象費用です。

☆ 上記表の料金はいくまでも1割負担の場合の金額を記載しており、ご契約者（利用者）の世帯の所得状況に応じた「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担の割合に基づいた料金負担となります。2割負担、3割負担金額は上記の金額を2倍、3倍にした金額が目安となります。

<介護保険給付の対象とならないサービス>

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1)理髪、美容

(2)レクリエーション、クラブ活動、写真代等

- ・利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料費等、要した費用の実費、希望者には写真代

(3)滞在費の額

- ・当施設は、居室に係る利用料金をいただきます。

利用料金：1日あたり 2,200 円

＊住民税非課税世帯等の場合減額制度があります。

(4)食費の額

- ・当施設は、1食ごとの食事に係る利用料金をいただきます。

食事料金：朝食 350 円 昼食 750 円（おやつ代含む） 夕食 600 円

1 日あたり 1,700 円

(5) 電気使用料について

- ・入居者の希望により、持ち込まれる個人用の電化製品に係る電気代をご負担いただきます。

電化製品（テレビ・ラジオ・電気毛布・加湿器等）1 点につき 50 円/1 日

- ☆ 介護保険負担限度額認定証の交付がある場合は、その記載額をいただきます。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご契約者（利用者）の負担額を変更します。
- ☆ 利用者の方の急な利用の中止があった場合は、食事のキャンセル料をいただきます。
目安として、朝食の場合は当日の午前 6 時まで、昼食の場合は当日の 9 時 30 分まで、夕食の場合は 14 時を超えて利用の中止があった場合は、キャンセル料として直後に提供される予定の食事料金 1 食分をいただきます。
- ☆ 送迎の通常のサービス実施地域は、岡山市東区、岡山市北区牟佐、旧山陽町エリア、旧熊山町エリア、旧長船町エリア、旧邑久町エリアとします。
但し、通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行う場合には、通常の送迎の実施地域を越えた時点から、片道、1 kmあたり 200 円を徴収します。
- ☆ 利用中の容態急変等のため、事業所の判断した受診については送迎を行います。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。この場合には、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 1 ヶ月前までにご説明します。

<利用料金のお支払い方法>

費用は 1 カ月ごとに計算し、施設の指定する金融機関からの引き落としとなります（毎月 26 日）。その際の口座引き落とし手数料はご負担をお願いします。

6. 事故発生時の対応

(1)利用者に対する地域密着型指定短期入所生活介護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を入れるとともに、必要な措置を講じます。

(2)利用者に対する地域密着型指定短期入所生活介護サービス提供にて、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償も速やかに対応致します。

7. 苦情の受付について

当事業所には、事業所のご利用に関する苦情に適切に対応し、迅速・公平な解決を図

るため、苦情受付窓口を設けています。

(1) 苦情は、電話・面接・書面などにより随時受付けています。

(2) 受付けた苦情は、すべて苦情解決責任者や第三者委員に報告し、苦情申し出人との間でその解決に向けた話し合いを行ない、またその経過や結果について必要な記録をとり、これを保管しています。(苦情申し出人が、第三者委員への報告を拒否される場合には第三者委員への報告は行ないません)

(3) 当施設で解決できない苦情については、下記の行政機関その他苦情受付機関へ申立てることもできます。

(苦情の受付)

当施設における苦情やご相談は、下記の専用窓口で受け付けます。

☆ 苦情解決責任者 管理者 荒内 靖子
苦情受付担当者 生活相談員 西沢 久美子
介護支援専門員 岡本 憲司

☆ 連絡先 岡山市東区瀬戸町鍛冶屋 190 番地 電話番号：086-953-0880

☆ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9 時～17 時

(第三者委員)

☆ 司法書士 (社会福祉法人ぽっぽ会 監事)
難波 慶一 電話番号：086-236-7442

☆ 税理士 (社会福祉法人ぽっぽ会 監事)
木下 博之 電話番号：086-243-0160

(行政機関その他苦情受付機関)

岡山市役所 事業者指導課	岡山県岡山市北区大供 3 丁目 1-18 TEL 086-212-1014 (施設係)
岡山市 介護保険課	岡山県岡山市北区鹿田町 1 丁目 1-1 TEL 086-803-1242
岡山県 国民健康保険団体連合会	岡山県岡山市北区桑田町 17-5 TEL 086-223-8811 (苦情相談)
岡山県 運営適正化委員会	岡山県岡山市北区南方 2 丁目 13-1 TEL 086-226-9400

8. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 事業所内の設備機器は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用に

より破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

(2)他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください

(3)所持金品は、自己の責任で管理してください。

(4)事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9. その他

(1)守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の個人情報を保守します。また、退職後においても、これらの個人情報を保守すべき旨に従業者との雇用契約の内容としています。

(2)成年後見制度の活用支援

利用者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

以上、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者名 社会福祉法人 ぽっぽ会
事業者住所 岡山市北区表町一丁目5番1号
代表者職名 理事長 上川 敏文 (印)

事業所名 地域密着型特別養護老人ホーム あお鳩の杜 岡山東
(介護予防) 短期入所生活介護事業所
事業所住所 岡山市東区瀬戸町鍛冶屋190番地

サービスについての説明者 職名 _____ 氏名 _____ (印)
説明日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

利用者住所 _____

氏名 _____ (印)

署名代行者住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

保証人住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

社会福祉法人 ぽっぽ会
地域密着型特別養護老人ホーム あお鳩の杜 岡山東
(介護予防)短期入所生活介護事業所 御中

個人情報使用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、サービス担当者会議において利用者の状況、家族状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

介護サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(署名代行者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄)